



工業統計調査票甲 (従業者30人以上の事業所用)

票群 票番

市区町村番号 調査区番号 工業調査事業所番号

1 事業所の名称及び所在地 (フリガナ)
2 本社又は本店の名称及び所在地
3 他事業所の有無
4 経営組織
5 資本金額又は出資金額(会社に限る)
6 従業者数(年末現在)
7 常用労働者毎月末現在数の合計
8 現金給与総額(年間)
9 原材料、燃料、電力の使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額

10 有形固定資産
11 リース契約による契約額及び支払額
12 製造品在庫額、半製品、仕掛品の価額及び原材料、燃料の在庫額
13 ア 品目別製造品出荷額(年間)
13 イ 品目別製造品在庫額(年末現在)
13 ウ 加工賃収入額(年間)
13 エ その他収入額(年間)
14 13のア、ウ、エの合計金額
15 酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税の合計額
16 製造品出荷額等に占める直接輸出額の割合
17 主要原材料名

19 工業用地及び工業用水
ア 事業所敷地面積及び建築面積(年末現在)
イ 1日当り水源別用水量
ウ 1日当り用途別用水量

18 作業工程
報告者(代表者)の記名
本票の内容について回答できる人の職・氏名
連絡先(電話番号)

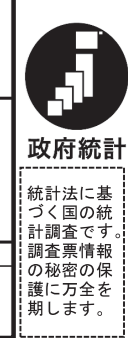
消費税込みの金額を記入してください。

この調査票は、統計調査員に一部提出してください。調査票は経済産業省に送付され、厳重に保管されます。

この調査票は、統計法(平成十九年法律第五十三号)に基づく基幹統計調査で調査対象の事業所は報告の義務があります。

金額は、一万円未満を四捨五入して、「万円」まで記入してください。

経済産業省



甲 26 年

甲 26 年



工業統計
基幹統計

工業調査票乙

(従業者29人以下の事業所用)

票群		票番	

★この調査は、統計法平成十九年法律第五十三号に基づく基幹統計調査で、調査対象の事業所は報告の義務があります。

★この調査は、統計法平成十九年法律第五十三号に基づき、統計作成の目的以外には使用されません。

○ 市区町村番号	● 調査区番号	● 工業調査事業所番号

★★この調査票は、統計調査員に提出してください。調査票は経済産業省に送付され、厳重に保管されます。

●記入は、この調査票のペン又は別途配布する「記入の仕方」をご参照ください。金額は、「万円」まで記入してください。

○欄は市区町村又は都道府県。●欄は都道府県で記入します。

1 事業所の名称及び所在地

(電話番号)

(フリガナ)

(名称)

〒 (所在地)

2 本社又は本店の名称及び所在地

(電話番号)

1の事業所の名称及び所在地と同じ場合は、同上と記入してください。

(名称)

〒 (所在地)

3 他事業所の有無

あてはまる番号一つに○を付けてください。

1 工場が一つで、本社・本店はこの工場と同じ場所にある。

2 工場が一つで、本社・本店はこの工場と異なった場所にある。

3 工場が二つ以上ある(上記1、2以外)。

4 経営組織

あてはまる番号一つに○を付けてください。

1 会社 {株式会社(有限を含む)、合同、合資、合名}

2 組合・その他の法人

3 個人

5 資本金額又は出資金額 (会社に限る)

平成26年末現在払込済みの資本金の額又は出資金の額を記入してください。

5,000円未満の場合は「0」を記入。

金額(単位:万円)			
千	百	十	億

6 従業者数 (年末現在)

(単位:人)

	① 個人事業主及び無給家族従業者			② 常用労働者		⑤ 計(①~④の計)	⑥ 臨時雇用者
	③ 正社員、正職員等	④ パート・アルバイト等	④ 出向・派遣受入者				
男	×	×	×	×	×	×	
女	×	×	×	×	×	×	
合計	男女の合計を記入してください。→					×	×

9 製造品出荷額等

(1) 製造品とは、自己の所有する原材料によって製造された製品をいい、部分品、副産物、製造工程からでたくず・廃物も記入してください。

(2) 貴事業所で製造し、同じ企業の他の事業所へ引き渡したのも市価換算して製造品出荷額に含めてください。

(3) 製造品名、貸加工品名、その他収入の種類名、番号、数量単位名などの記入に当たっては、商品分類表を参照してください。

(4) 出荷額は、工場出荷価額によって記入してください。

製造品名	数量	金額(単位:万円)			
		千	百	十	億
⑧					

ア 品目別製造品出荷額(年間) 自己の所有する原材料を他企業の国内事業所に支給して製造させたもの(委託生産品)を含め、仕入れて又は受け入れてそのまま販売するもの(転売品)はここに含めず「ウ その他収入額」に記入してください。

(消費税等内国消費税額を含む)

番号	製造品名	金額(単位:万円)			
		千	百	十	億
9					
9					

イ 加工賃収入額(年間) (消費税額を含む) 他企業の(国内外にかかわらず)の所有する原材料又は製品に貸加工して平成26年中に引き渡したものに対して、受け取った加工賃又は受け取るべき加工賃を記入してください。

番号	賃加工品名	金額(単位:万円)			
		千	百	十	億
9					

ウ その他収入額(年間) (消費税額を含む) ア、イ以外のその他収入額(修理料収入、転売収入など)を記入してください。ただし、知的財産収入、利子・配当などの事業外収入や財産売却収入は除きます。

番号	その他収入の種類名	金額(単位:万円)			
		千	百	十	億
0	0000				
0	0000				

10 9のア、イ、ウの合計金額

110000 ★印合計

11 酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税の合計額(年間)

(消費税を除く内国消費税額) 納付税額又は納付すべき税額の合計。 100000

金額(単位:万円)			
百	十	億	千

12 製造品出荷額等に占める直接輸出額の割合(年間)

(直接輸出とは、自己又は自社名義で通関手続を行ったもの。)

10項(9のア、イ、ウの合計金額)に対する直接輸出額の割合を、小数点第2位まで記入してください。

120000 割合(単位:%)

13 主要原材料名及び簡単な作業工程

ア 購入したもの

イ 他の企業から支給されたもの(無償)

ウ 作業工程 {9項に記入した製造品の製造又は加工についての作業工程を記入してください。}

8 原材料、燃料、電力の使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額の合計金額(年間)

(消費税額を含む)

(1) 原材料、燃料、電力の使用額は、他から購入したものと、同じ企業の他の事業所から受け入れたものなどのうち、実際に製造等に使用した総使用額をいいます(購入額を記入しないでください)。

(2) 委託生産費は、原材料又は製品を他企業の国内事業所に支給して製造、加工を委託した場合、これに支払った加工賃又は支払うべき加工賃をいいます。

(3) 製造等に関連する外注費は、生産設備の保守・点検、機械の操作、梱包などを外注した際の費用をいい、派遣、(2)の委託生産費などの外注費を除いたものです。

(4) 転売した商品の仕入額は、実際に平成26年中に売り上げた転売品に対応する仕入額(年初転売品在庫額+当年転売品仕入額-年末転売品在庫額)をいいます。

(5) 金額欄には(1)、(2)、(3)、(4)の合計金額を記入してください。

金額(単位:万円)			
百	十	億	千

備考

報告者(代表者)の記名

本票の内容について回答できる人の職・氏名

連絡先(電話番号)

この欄は都道府県が使用します。

乙26年

経済産業省

政府統計

統計法に基づく国の統計調査です。調査票情報の秘密の保護に万全を期します。

補助用紙

「9 製造品出荷額等」について、表面に記入しきれない場合は、こちらを用いてください。
 なお、表面の計欄(★)には、ここに記入した分を含めた金額を記入してください。

9 製造品出荷額等										
ア 品目別製造品出荷額（年間）（消費税等内国消費税額を含む。）										
	番 号	製 造 品 名	数 量 単位名	数 量	金 額（単位：万円）					
					千億	百億	十億	億	千万	百万
⊗										
イ 加工賃収入額（年間）（消費税額を含む。）										
	番 号	賃 加 工 品 名	金 額（単位：万円）							
			千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万円
⊗	9									
	9									
	9									
	9									
	9									
	9									
	9									
ウ その他収入額（年間）（消費税額を含む。）										
	番 号	そ の 他 収 入 の 種 類 名	金 額（単位：万円）							
			千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万円
⊗	0000									
	0000									
	0000									

事業所の名称

- 調査期間が「年間」となっている事項については、平成26年1月～12月までの1年間の実績をご記入下さい。
- 調査時点が「年末現在」となっている事項については、平成26年12月末日現在の数値をご記入下さい。

「転売品」とは

「他の事業所」から仕入れて「そのまま」販売したものをいいます。

- ・「他の事業所」には同一企業に属する他の事業所を含みます。
- ・「そのまま」には、検査・選別・洗浄・包装・小分け・充てんなど販売に伴う軽度の加工を含みます。

ただし、食料品の真空包装及び医薬品の小分けを行った場合は製造行為と見なして、転売品には含まれません。

「賃加工」とは

貴事業所が、他企業の事業所から支給された主要原材料を使用して製造し、あるいは他企業の事業所の所有する製品等に加工することをいいます。

- ・貴事業所が賃加工を行って受け取った加工賃が「加工賃収入」となります。

「委託生産(外注加工)」とは

貴事業所が、貴事業所の所有する原材料又は製品を、他企業の国内事業所に支給して、製造、加工を委託することをいいます。

- ・委託生産のために貴事業所が支払った加工賃が「委託生産費」となります。
- ・委託生産品の出荷額は「製造品出荷額」に記入します。